

株式会社香川県建築住宅センター低炭素建築物新築等に係る技術的審査業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社香川県建築住宅センター低炭素建築物新築等に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)及び「株式会社香川県建築住宅センター低炭素建築物新築等に係る技術的審査業務約款」(以下「業務約款」という。)に基づき、株式会社香川県建築住宅センター(以下「機関」という。)が実施する技術的審査業務に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査料金は、次に定める額とする。

- (1) 業務規程第5条に基づく審査依頼の場合、依頼一件につき別表の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合計した額に消費税を加えた額とする。
- (2) 業務規程第6条に基づく変更に係る審査依頼の場合、依頼一件につき前号の合計した額に2分の1を乗じた額に消費税を加えた額とする。

(料金の返還)

第3条 依頼の取下げ及び契約解除を行った場合の料金は返還しないものとする。ただし、機関の責に帰すべき事由により技術的審査業務が実施できなかった場合はこの限りでない。

(料金の支払い等)

第4条 申請者は、業務約款に定める日までに、第2条の技術的審査料金を機関に現金で支払うか、若しくは、機関が指定する銀行口座に振り込まなければならない。

2 申請者と機関は、協議により合意した場合は、別の支払い方法をとることができる。

附則

この規程は、平成25年6月3日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改訂施行する。

別 表

区 分		金 額 (消費税を含まない)
住 戸	住戸の数が 1 戸のもの	30,000 円
	住戸の数が 2 以上 5 以下のもの	59,000 円
	住戸の数が 6 以上 10 以下のもの	80,000 円
	住戸の数が 11 以上 25 以下のもの	109,000 円
	住戸の数が 26 以上 50 以下のもの	149,000 円
	住戸の数が 51 以上 100 以下のもの	198,000 円
	住戸の数が 101 以上 200 以下のもの	249,000 円
	住戸の数が 201 以上 300 以下のもの	333,000 円
	住戸の数が 301 以上のもの	409,000 円
住宅の共用部分	床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	99,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以下のもの	151,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以下のもの	197,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以下のもの	230,000 円
	床面積の合計が 1 万平方メートルを超え、25,000 平方メートル以下のもの	266,000 円
	床面積の合計が 25,000 万平方メートルを超えるもの	296,000 円